

風俗営業等の規制概要及び各種申請（届出）手続き

風俗営業／特定遊興飲食店営業 性風俗関連特殊営業／深夜における酒類提供飲食店営業



風俗営業【許可営業】

◎ 営業種別

【接待飲食等営業】

1号営業	キャバレー、料理店、社交飲食店	客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
2号営業	低照度飲食店	照度が10ルクス以下の客席において客に飲食をさせる営業
3号営業	区画席飲食店	見通しが困難な客席(広さが5㎡以下のもの)において客に飲食をさせる営業

【遊技場営業】

4号営業	マージャン店 パチンコ店等	客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
5号営業	ゲームセンター	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備えて客に遊技をさせる営業

◎ 風俗営業が禁止される地域

○ 都市計画法上の用途が住居系の地域

第1種低層住居専用地域	営業禁止地域
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
田園住居地域	
第1種住居地域	営業禁止地域 ただし、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条別表に規定する道路の側端から30メートル以内の指定地域を除きます。
第2種住居地域	
準住居地域	

○ 保護すべき施設の周辺を制限

施設	営業種別	地域		
		第2種地域	第3種地域	第4種地域

学校、図書館、保育 所又は認定こども園	パチンコ店等	100m	70m	50m
	その他の営業	70m	50m	30m
病院又は診療所	パチンコ店等	70m	50m	30m
	その他の営業	50m	30m	—

※ 「認定こども園」は、特定認可外保育施設型認定こども園を除く。

※ 「パチンコ店等」とは、風営法第2条第1項第4号の営業をいう。

※ 距離は、施設敷地の境界からの水平面直線距離をいう。

◎ 営業時間

○ 原則 午前6時から翌日の午前0時まで

【例外】 ◇パチンコ店等： 午前10時から午後11時まで

◇第4種地域： 午前6時から翌日の午前1時まで（パチンコ店とゲームセンターを除く。）

◇12月21日から翌年1月5日まで： 午前6時から翌日の午前1時まで（パチンコ店を除く。）

◎ 許可を受けることができない人

- 破産手続開始を受けて復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は無許可風俗営業等の特定の違反で1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 集团的、常習的に暴力的不良行為を行うおそれの者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者
- 風俗営業の許可を取り消されて5年を経過しない者 など

◎ 営業所の基準

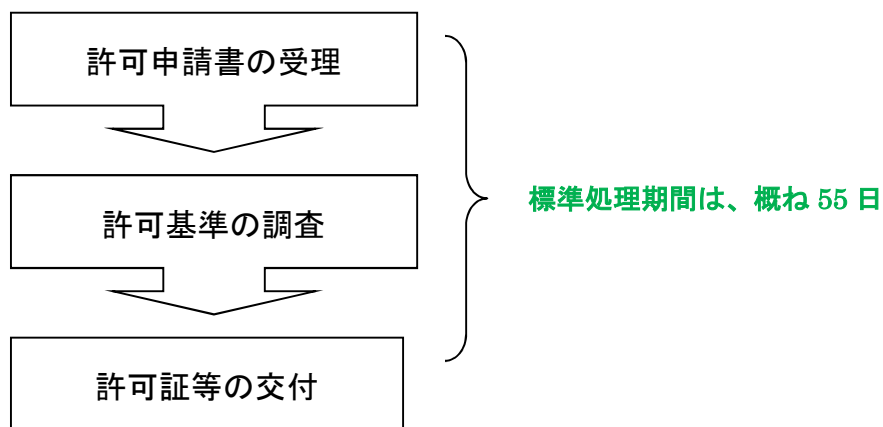
- 一定以上の客室面積を確保すること。
 - ◇1号の営業 客室の床面積は、和風9.5㎡以上、和風以外16.5㎡以上（1室の場合を除く。）
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
 - ◇4, 5号の営業を除く。
- 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと。
 - ◇3号の営業を除く。
- 善良の風俗等を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠設備がないこと（営業所外に直接通ずる客室の出入口を除く。）。
- 一定の照度を確保すること。
 - ◇1, 2号の営業 5ルクス以下とにならないように維持する。
 - ◇3, 4, 5号の営業 10ルクス以下とにならないよう維持する。
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以上とにならないように維持すること。

など

◎ 申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通（申請・届出の種類及び添付書類一覧）のとおり。

◎ 許可申請手続きの流れ



◎ 手数料の額（平成 30 年 4 月 1 日改正）

手数料徴収項目		手数料の額
許可申請（パチンコ店等以外の営業）		
基本手数料	3 箇月以内の営業	14,000 円
	同時申請（2 件目以降）	5,400 円
	3 箇月を超える営業	24,000 円
	同時申請（2 件目以降）	15,400 円
加算額	特例許可	6,800 円
許可申請（パチンコ店等の営業）		
設置遊技機に認定遊技機以外の遊技機がない場合		
基本手数料	3 箇月以内の営業	15,000 円
	同時申請（2 件目以降）	6,400 円
	3 箇月を超える営業	25,000 円
	同時申請（2 件目以降）	16,400 円
加算額	特例許可	6,800 円
設置遊技機に認定遊技機以外の遊技機がある場合		
基本手数料	3 箇月以内の営業	17,800 円
	同時申請（2 件目以降）	9,200 円
	3 箇月を超える営業	27,800 円
	同時申請（2 件目以降）	19,200 円
加算額	型式検定を受けた遊技機 1 台当たり	40 円
	特例許可	6,800 円
許可証の書換え申請		1,500 円

許可証の再交付申請		1,200 円	
特例風俗営業者の認定申請		13,000 円	
	同時申請（2 件目以降）	10,000 円	
認定証の再交付申請		1,200 円	
相続承認申請		9,000 円	
	同時申請（2 件目以降）	3,800 円	
合併又は分割承認申請		12,000 円	
	同時申請（2 件目以降）	3,800 円	
構造設備の変更承認申請		9,900 円	
遊技機の変更承認申請			
	基本手数料	設置遊技機に認定遊技機以外の遊技機がない場合	2,400 円
	基本手数料	設置遊技機に認定遊技機以外の遊技機がある場合	5,200 円
	加 算 額	型式検定を受けた遊技機 1 台当たり	40 円
遊技機の認定申請			
	基本手数料	型式検定を受けた遊技機に係る基本手数料	4,340 円
	型式加算額	一の申請で同時に他の型式の遊技機について認定を受けようとするときの当該他の型式 1 型式当たり	4,340 円
	遊技機加算額	一の申請で認定を受けようとする遊技機の型式ごとに 2 台目以降の遊技機 1 台当たり	40 円
管理者講習の受講		2,600 円	